

長建協発第538号
平成22年3月31日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働時間等設定改善指針の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第4条第1項に基づく労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号。以下「指針」という。）につきましては、労働時間等設定改善指針の一部を改正する告示（平成22年厚生労働省告示89号。別紙1参照）が公示され、一部を除き、平成22年4月1日から適用することとされたところであります（改正後の指針の全文については別紙2参照）。

つきましては、同改正について、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。